

令和6年2月6日

令和5年度第2回岡山市国民健康保険運営協議会議事録

日 時：令和6年2月6日（火）午後2時 ～ 午後3時

場 所：ほっとプラザ大供3階（第3研修室）

出席者：21名

次第：別紙のとおり

議 事：（1）令和6年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要

議 事：（2）岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

報告案件：（1）オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）について

報告案件：（2）保険料水準の統一に係る取り組み状況について

（次期岡山県国民健康保険運営方針の素案）

報告案件：（3）岡山市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）の概要について

傍聴者：3名

報 道：1社

【議事結果】

◎議事について説明後、質疑。

◎議事について原案どおり承認。

◎報告案件について報告。

【議事に関する質疑等概要】

『（1）令和6年度国民健康保険費特別会計予算（案）の概要』

内田副会長：私も委員の1人としてご質問させていただきます。先ほどの議事の10ページでございますけれども、これから持続的な保険制度とするためには、保険者の負担を考慮する必要があるというところが、質問の内容でございますけれども、一人一人年収によってかなり負担が変わると思うんでございますけれども、簡単なモデルケースとかを、ちょっとお聞きできたらと思います。給与収入によっては、法定軽減というものもあると思うんですけれども、1人当たりどのくらい上がるのかちょっとモデルケースがあれば、ご説明を詳しくお願いいたします。

国保年金課長：資料10ページでお示ししている5,217円とありますが、予算額を単純に被保険者数で割ったものです。実際の上がる率っていうのは一人一人の状況によって異なります。モデルケースなんですけれども、現時点でのデータであくまで参考として、数字になるんですけれども、まず70歳1人世帯、介護がない場合ですね。年金収入150万円の場合300円程度の増と。年金収入150万円ですと7割の減の対象に

なります。この場合 300 円程度。それから年金収入が 200 万円。こちらが 2 割軽減の対象になります。この場合は 4,500 円程度の増が見込まれております。次に 45 歳。こちらも 1 人世帯、この場合介護がかかるようになります。45 歳 1 人世帯介護ありの場合給与収入 120 万円。こちらの 5 割軽減がかかります。この場合は 3,000 円程度の増。続きまして同じ条件で給与収入が倍の 240 万円になった場合、この場合軽減はかかりません。この場合はお 1 人 1 万 2,500 円程度の増ということになっております。以上参考値ですが、このような結果となっております。

平松委員：15 ページのところなんですけれども、令和 6 年の新規事業として、ナッジ理論を活用することで重症化を予防するというところで、とてもよい取り組み事業だと思うんですけれども、このはがき、SMS と書いてありますけれども、どのような割合でなさってるのか、それから令和 6 年度になりますと、倍の数が予定されておりますけれども、これはやはり 5 年度に効果があったから、倍の 12 万通ですかね。効果がかなりあるということを見越して倍になさったのかちょっとお聞きしたいと思います。

国保年金課長：まず、対象通数を倍にした理由です。令和 3 年度から始めた事業なんですけれども、令和 3 年度は県の事業に応募しまして、県が全額費用を見てくれるということで、定期的に特定健診を受けられてない方、ほぼ全員に、受診勧奨を行っております。令和 4 年度、5 年度はもう県の事業 1 回しか使えませので、ちょっと予算の関係から対象を絞って、減らして実施したところ、4 年度に受診率がちょっと下がってしまったというところなんです。分析結果として、やはり勧奨する通数が少なかったことが下がった原因であるという分析結果が出ましたので、令和 6 年度については、大幅に拡充して、1 回だけではなくて、1 回やって受診されなかった方については再度、受診勧奨するというような形で 12 万通に大幅に増やしたところなんです。SMS、こちらショートメールなんですけれども、こちら送料がかかりませので、印刷もかかりませので、はがき等に比べて比較的安価に、勧奨ができる方法になります。ただ電話番号がわかっているとショートメールも送れませので、携帯番号を把握している方の中から、効果が高いと思われる方を選んで勧奨する予定となっております。5 年度はショートメールは 1 万 5000 通。6 年度は倍の 3 万通送る予定としております。

徳永委員：資料の 10 ページの中にですね、下の図でですね、基金の取り崩し等々が書かれているんですけれども、この点線囲みの上でですね、法定外繰入ということで、約 6 億 4000 万の法定外の繰り入れをするということが書いてあるんですけれども、この一般会計からの法定外繰入に

つきまして、これは保険料負担の軽減を目的とした繰り入れをされるということなんでしょうか。ちょっとまずはその点1点教えてください。

国保年金課長：この法定外繰入は、国・県が示す削減対象となっていない法定外繰入になりまして、内容としましては保険事業費に充当するもの、それから保険料減免に充当するもの、それから地方単独事業に伴う国交付金の減額調整ですね、これに充てるものになっておりまして、保険料軽減のための法定外繰入というのは、もうやっております。

徳永委員：ありがとうございます。質問した趣旨としてはもうご承知かもわかりませんが我々の被用者保険のですね、加入者が、市民の大体3分の1強おられるんですけれども、そういった方々がですね、ご負担いただいている被用者保険の保険料から国保財政の方に、納付金ということで、財政支援をしていますので、さらに加えてですね、一般会計の方からですね、削減対象として赤字補填としてのですね、繰り入れをするということになりますと、被用者保険にご加入されている市民の方にとって、国保財政の負担がですね、要は二重になるということで、そういった削減対象となる法定外繰り入れはやめていただきたいというところが事業者保険の立場でございましたので、聞かせていただきました。そういった取り扱いがされていないということなので、承知をいたしました。続いてもう1点、ご質問をさせていただきたいんですけれども、今回ですね、基金の方はですね、6.6億円活用して、1人当たりの保険料年額、5,217円引き上げるという内容になっていると思うんですけれども、先ほどご説明の中でですね、保険料水準を今のまま据え置いた場合はですね、基金がですね、令和7年度にマイナスになってしまいますというようなお話があったかと思います。今回、基金を繰り入れをしてですね、また、保険料水準をですね、引き上げたことで、今の見込みで結構なんですけれども、今回の改定をすればですね、基金がいつまで積み立てて要はマイナスにならないで済むのか。こういったシミュレーションをされておれば、教えていただけますでしょうか。

国保年金課長：今回基金6.6億円という計算をするに当たりまして、県の方から将来推計が6年間示されております。これは、県の国保運営方針の期間に合わせて公表されたものなんですけれども、この6年間、令和11年度までの間において、基金の残高がマイナスにならないように、計画的に取り崩しを、計画を検討したものです。ですので令和11年までは基金が持つ計算になっております。

徳永委員：分かりました。ありがとうございます。最後なんですけど、そういった形で基金を取り崩した場合なんですけれども、参考資料の方に25ペ

一ジあたりにですね、平成 30 年度の国保の一元化に伴ってですね、保険料水準のこういった加速化プランということで、県下にどこに住んでいてもですね、所得が同一であれば負担する個々の保険料も同一にしようというような取り組みをされているかと思うんですけども、現状岡山市の方を、この保険料水準っていうのがですね、この統一化になった際にですね、引き上げなければならないような水準なのか。逆にもうすでに統一化水準を超える水準の保険料のご負担をいただいているのか、ちょっとその辺り教えていただければと思います。

国保年金課長：今現在県下統一の保険料っていう明確な額っていうのは把握はしてないんですけども、基本的に収支を均衡した保険料率が設定されることとなります。今現在収支均衡の保険料というのは、不足額全額を上げた場合、プラス 1 万 1400 円というのが、収支均衡になります。ただですね、もし仮に統一された場合、岡山市の負担する納付金というのは減ります。ですので、今年度単年度で考えれば 1 万 1400 円プラスではあるんですけども、ここから統一に伴う岡山市のメリットを差し引いた金額が、統一後の保険料率ということになります。

徳永委員：わかりましたありがとうございます。質問の趣旨としましては、今回ご提案がされている基金の取り崩しと保険料水準の改定ですね、これが果たしてですね、単年度だけを見るんじゃなくて、ある程度中長期的に見たときにですね、国保財政にとって適正な引き上げ水準なのかどうか、ちょっとそういったところをですね、皆さん検討する上でですね、必要ではないかなということで、そういった趣旨で質問させていただきました。

平元会長：今回、保険料の改定をご審議いただく会でございます、例えばですね、被保険者を代表する方々の中でですね、もう率直なご意見でも構いませんし、上げさせていただくっていうのを皆様にご協議いただいている場なので、率直なご意見などもしお聞かせいただける機会があれば、仰っていただければなと思いますがいかがでしょうか。時實委員とか例えばどうですか。

時實委員：皆さん結構それなりに気持ちがかもったご意見が最初は内田副会長からございました。徳永委員からもございました。当事者としては、特に岡山市の場合は、私も県の国保の委員もさせていただいて、もう国の事業も存じてますし、県の事業も存じてますし、市の委員も長いので、もうそれこそ何を言っているかというのが、ちょっと率直な私の気持ちなんです。常にやっぱり国保財政というのは、もう国も、県も、市も厳しいという状況で、県下の中でも特に岡山市と、確か新見市だったと思います。結構ものすごく厳しい状態にいるというのが実情で、なかなかその中で岡山市としては、いろんな人口比も大きい政令

市になった関係もあって、特に保険料というより、やはり健康第一というものが、それが国保財政を支えるのかなと。健保組合でもそうですね。他の共済でもそうだと思うんですけど、やっぱり健康づくりというのが、やっぱりだんだん高齢社会に入っている中で、それが一番大事で、それをしっかり皆さんが認識されれば、国保財政を維持できるのかなと思います。特に岡山市は今度、水道料金も値上げということで、そこがネックになって国保と水道料金、前は水道審議会委員も務めていて、今はしてないんですが、そこでやっぱり、巷でちらほら聞くのはやはり市民の中で、2つも上がるのかというのが、皆さんの気持ちではないかなと思います。これに対してはやっぱり、基金も積んでいただいて、半額に、来年度されるというのはそれは、少しは皆さんの、市民の気持ちの中で落ち着くのかなという気持ちです。意見としてではないので、やはり健康づくりとやっぱり、いろんな形で、特にコロナ後、皆さん中高年がなかなか外へ出れなくなって、本当に身近な方が次から次から病気になられて、亡くなってしまうというのが実情で、そこはどうか私の気持ちとしてはしたいなというのが今の気持ちです。特に毎回、特定健診ですね、この比率が全国的に低いというのは、やっぱりこれが一番問題かなと思います。岡山市もそうです。県も全国的に低いというのは、会社員の方だったらやっぱり健康診断を定期的に受けられています、一般市民で国保の方がなかなか、受けないとか、受けづらいとか、そこが一番のネックかなと思います。やっぱり健康づくりを、国保財政の中で考えていただきたいと思うのが気持ちです。よろしくお願ひします。取り留めないお話ししました。申し訳ございません。

国保年金課長：今の部分でお答えいたします。まず岡山市の特定健診の受診率ですね。これ 32.1%ですけれども、政令市の中では、真ん中よりちょっと上の 8 位ということになっております。県内では低いんですけれども、受診率という意味では大都市の中では比較的上の方、岡山市はやっぱり医療機関が多いですので、特定健診を受ける機関数っていうのは、大変多い、恵まれている環境ではあると思いますので、あと受診をただけるように、やはり受診勧奨を力を入れてやっていきたいと思ひます。以上です。よろしくお願ひします。

(1) 号議事は採決により原案どおり承認

『(2) 岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (案) について』

質疑なし

(2) 号議事は採決により原案どおり承認

【報告に関する質疑等概要】

(1) オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）について

質疑なし

(2) 保険料水準の統一に係る取り組み状況について（次期岡山県国民健康保険運営方針の素案）

質疑なし

(3) 岡山市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画（案）の概要について

質疑なし

以上